

(第2号様式の1)

一般競争入札の実施について

平成30年度 第2ふ頭軌道走行式起重機点検業務委託について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年10月26日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成30年度 第2ふ頭軌道走行式起重機点検業務委託
- (2) 業務番号 港30機械第6号
- (3) 業務場所 舞鶴市字松陰地内（第2ふ頭）
- (4) 業務概要 ダブルリンク式引込みクレーン（多目的クレーン）
年次点検 1式
性能検査受検準備・立会 1式
- (5) 業務期間 契約日から平成31年2月20日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒624-0945 京都府舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階
京都府港湾局 港湾企画課調整担当
電話番号（0773）75-0192
ファクシミリ番号（0773）75-4375

3 入札に参加する者に必要な資格

入札時において、平成30年度京都府建設工事競争入札参加資格のうち『鋼構造物工事業』もしくは『機械器具設置工事業』を有しているか、もしくは平成28・29・30年度物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿の『物品（修繕・保守）』に登録されているもので、以下の要件を全て満たすものであること。

(1) 業務実績

国又は地方公共団体（港湾管理者、ふ頭公社及び第三セクターを含む）、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する政令で定める法人が委託するコンテナクレーン、もしくはその他の大型荷役機械の保守、点検、整備業務を平成15年度以降に元請として完工した実績を有すること。

(2) 配置予定技術者

下記資格のうち、いずれか複数を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、委託作業の現場における実施期間中、現場に専任で配置できる者であること。

- *クレーン運転士
- *天井クレーン定期自主検査教育修了者
- *第一種電気工事士
- *玉掛技能講習修了者
- *アーク溶接特別教育講習修了者
- *運転技能講習修了者（高所作業車）
- *運転技能講習修了者（フォークリフト）

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 業務実績にかかる調書（別記様式2）

3の(1)に掲げる資格があることを判断できる同種業務実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3の(2)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び勤続年数を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、作業実施期間中、当該業務に専任できるものとする。

また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

アの業務実績として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イについては、上記に加えて、配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

なお、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（CORINS）における「工事カルテ受領書」については、当該実績及び経験を証明する資料としては当面の間、取り扱わない。

中小企業庁（各経済産業局）が証明する官公需適格組合が入札参加資格確認申請を行う場合にあつては、当該組合は各組合員が単独で本入札に参加しない旨の誓約書を提出すること。

(3) 業態調書（別記様式4）

単体の建設業者又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式4に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式4の提出は不要とするが、該当する者がいない旨を記載して入札参加資格申請したもののみならず。

ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

ウ 一方の会社の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

5 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年10月26日(金)午前9時から 平成30年11月1日(木)正午まで	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	平成 30 年 10 月 26 日(金)午前 9 時から 平成 30 年 11 月 7 日(水)午後 5 時まで	共通事項 2 のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成 30 年 10 月 31 日(水) 午前 9 時から午後 5 時まで 平成 30 年 11 月 1 日(木) 午前 9 時から正午まで	共通事項 3 のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問 ：平成 30 年 10 月 30 日(火)正午まで 設計図書等に関する質問 ：平成 30 年 11 月 5 日(月)正午まで	共通事項 5 のとおり
回答の閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書等に関する回答 ：平成 30 年 11 月 6 日(火)	共通事項 5 のとおり
開札日時 場所	平成 30 年 11 月 8 日(木)午前 11 時 30 分 舞鶴市字喜多 1105-1 舞鶴 21 ビル 8 階 804 号室	共通事項 6 のとおり

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等により、委託業者としての資格について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、落札決定後に行う。

7 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札をした者は失格とする。

8 その他

(1) 平成 29・30 年度指名競争入札参加資格審査申請において官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿を提出していない事業協同組合並びに平成 30 年度に組合員名簿を提出していない官公需適格組合は、本一般競争入札の入札参加資格確認申請をすることができない。

なお、官公需適格組合と組合員とが重複して入札参加資格確認申請をした場合にあつては、当該組合と当該組合員の双方に対して、本一般競争入札の入札参加資格確認通知を行わない。

(2) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。

(3) (2) の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(4) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。

なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。

(5) 本入札において、(4) に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

(6) その他については、共通事項のとおりとする。

(第2号様式の4)

一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)がなされていないこと。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格における施工実績については、当該法人又は個人が元請として施工した実績でなければならない。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。
- (5) 確認申請書等を提出する時点において、健康保険、厚生年金及び雇用保険の全てに加入している者(法令の規定により適用を除外されている者を除く)であること(共同企業体にあつては、構成員の全て)。

2 設計図書等の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

ア 原則として、該当の公告に示す配布期間に、京都府港湾局のホームページからダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合、確認申請書等は、当該業務の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(2) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧設計図書(図面抜粋)については、京都府港湾局ホームページからダウンロードできる。

イ 閲覧設計図書の全部については、該当の公告に示す閲覧期間(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、該当の契約条項を示す場所に問い合わせること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類(以下「資格確認資料」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した資格確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

該当の公告に示す受付期間内(正午から午後1時までを除く。)に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に持参すること。(郵送提出は認めない。)

(2) 技術者の資格確認等

技術者の資格要件の確認については、落札決定通知後、契約前に行う。

また、技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている業務においては、配置予定技術者調書から選定された1名の技術者について上記に加えて専任要件の確認を、落札決定通知後、契約前に行う。

(3) その他

- ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。
- ウ 提出された書類は、本府において無断使用することはない。
- エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本府に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問回答

- (1) 質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）公告に示す期限を超えて提出された質疑書は一切受け付けない。
- (2) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書等に関する質問にあつては該当の公告に示す日に公告文の2の場所に掲示するとともにファクシミリにて回答する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

紙入札による。

入札者は、該当の公告に示す入札日時・場所へ入札書及び業務費内訳書を持参すること。（郵送提出は認めない。）

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 業務費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、業務費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、業務費内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、業務費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告の3に掲げる資格のない者の行った入札

- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
- ク 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- ケ 開札の日時において有効な業務費内訳書を提出できていない者の行った入札
- コ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札
- サ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- シ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている業務において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（紙入札の場合は入札書を持参するまで）は、入札を辞退することができる。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 持参による入札

ア 入札書は、入札用封筒に入れ、業務名、業務番号及び商号（名称）を記載し、契約担当者あての親展とする。

イ 「業務費内訳書」と記載した封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。

ウ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を提出すること。

エ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

7 入札保証金

免除する。

8 配置技術者の選定

落札者は、契約前に配置する技術者を選定し、主任技術者等通知書により発注者に通知すること。

なお、配置予定技術者調書を提出した業務においては、配置予定技術者調書に記載した者から技術者を選定すること。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている業務において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないこと

が判明した場合も同様とする。

10 契約保証金

免除する。

11 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に、京都府港湾局ホームページからダウンロードし契約書を作成すること。

12 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札書提出後に辞退を申し出たときは、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (6) 予定価格以下で入札をすることができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札をした場合、失格とする。
また、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 主任技術者については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、作業実施期間中、当該業務に専任できるものとする。
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- (8) 京都府暴力団排除条例第13条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合、技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている業務において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合は、契約しない。
- (9) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。
- (10) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。
- (11) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。
- (12) 本入札では、積算内容等を変更する必要が生じた場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。